



## 令和6年能登半島地震 被災建築物応急危険度判定士を派遣します(第2次)

### 要 旨

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による住宅等の被害を受け、静岡県を通じて要請のあった被災建築物の応急危険度判定支援のため、被災建築物応急危険度判定士の資格をもつ建築技術職員を石川県へ派遣します。

### 概 要

#### 1 目的

余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため

※被災建築物応急危険度判定とは

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、建築物の被害状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うこと。

#### 2 判定士派遣計画

第1次として1月7日(日)から9日(火)までの3日間(移動日を含まない。)を判定実施期間として、職員2人を派遣し、石川県七尾市にて判定活動を実施しました。

今般、奥能登3市町での判定実施のため、第2次として1月16日(火)から18日(木)までの3日間を判定実施期間として職員2人を新たに派遣します。

#### 3 派遣職員

都市計画部及び教育委員会事務局 建築技術職員 2名

### お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課  
直通:055-934-4766



きらり沼津。次の100年へ